

徳島県告示第五百八十二号

農林水産大臣から森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定による保安林の指定施業要件を変更する予定の通知を受けたので、同法第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により、その内容を次のように告示する。

令和二年九月十八日

徳島県知事      飯      泉      嘉      門

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

徳島県美馬市（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

（一） 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

（二） 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を徳島県農林水産部農林水産基盤整備局森林整備課及び美馬市役所に備え置いて縦覧に供する。）